

事 務 連 絡  
令和 4 年 11 月 21 日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

陽性者数報告の遡及訂正機能の変更について（周知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」（令和 4 年 9 月 12 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の 3（3）で示しているとおおり、総数報告時の遡及訂正の機能については、これまで 9 月 26 日以降分から全てについて追加・訂正を可能としていましたが、システム負荷を軽減する観点から、今後、訂正可能期間を限定する改修を実施する予定です。

具体的には、12 月 1 日より、

- ・都道府県・保健所：過去 28 日間分について追加・訂正可能
- ・上記以外（医療機関等）：報告当日分のみ追加・訂正可能（従前通り）

となります。

今回の変更について管下の医療機関・保健所等に周知いただくとともに、12 月 1 日以降は過去 28 日を過ぎた場合は数値の訂正ができなくなることを踏まえ、過去の誤入力等の早期発見・訂正を徹底するようお願いいたします。

**【照会先】**

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 疫学データ班  
03-5253-1111（内線 8089） n-cov\_survey@mhlw.go.jp